

# 平成30年度第1回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成30年7月23日)

開催日及び場所		平成30年6月19日(火)	仙台合同庁舎A棟7階東北農政局会議室
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 杉山 茂雅(弁護士) 宮坂 一平(ジャーナリスト)	
審議対象期間		平成30年1月1日～平成30年3月31日	
審議対象案件		370件 うち、1者応札案件 14件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
抽出案件		7件 うち、1者応札案件 0件 (抽出率0.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品役務等	一般競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約(企画競争・公募)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約(その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
(特記事項) なし。			

意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。 別紙のとおり。

委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]

なし。

事務局： 東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見・質 問	回 答 等
<工事編>	
(庄内あさひ農地保全事業 排水トンネル管理用道路整備仮橋撤去工事)	
予定価格を積算するにあたって、労務単価が決まっていること、また、熟練した作業が必要であることがこの工事の落札率が高い理由か。	現場が遠方なことなどが要因となって労務単価が割り増しになっているのではないか。
落札比率が 99.9% というのはどうなのか。	入札参加者 4 者のうち、3 者は予定価格を上回っている。 労務費やその他も含めて、経費削減が難しいのではないか。その結果、高い価格で入札し、1 者が予定価格を下回ったということで落札した。
入札業者同士が連絡しあっているということはないのか。	電子入札で実施しているので、それはない。
これらの業者は、地元の業者か。	山形県内の業者である。
労務単価が決まっているということか。	統一単価の中で積算するしかない。 仮に予定価格を下回った業者がいなかつた場合は、見積活用方式を採用し、見積聴取による単価を基にして積算することになるが、今回は落札者があつたということ。
(東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所庁舎屋根塗装工事)	
契約変更で保護管を追加しているが	発注するに当たり電線と建物の位置

当初から必要性はわかるのではないか。	関係が不明で保護管の必要性がわからなかった。
最初にわからなかったのか。	<p>発注側は電線との距離を計測する器具がなかったことから、確認できなかった。</p> <p>契約後、受注した業者が計測したら、80センチしかなかったことから電力に相談したところ、保護管を付けるよう指示があった。</p>
図面があれば、最初から保護管の必要があるか見立てて積算するのではないか。	<p>建物図面はあるが、電線の位置が図面になかった。また、電線の正確な位置を確認する器具が事務所なく、発注時に積算できなかった。</p> <p>このため、受注した業者が計測することとしたもの。</p>
発注するときに確認しておくのではないか。 工事を発注する前に確認できないのか。	計測器具がないので確認できなかった。
許容限度の距離、スタンダードとはどうなのかと電力に確認できたのではないか。 事前に確認する必要があったのではないか。	確かに最初に東北電力に確認すべきところではあったかと思う。
(十三湖農地防災事業 芦野頭首工建設工事)	
変更で撤去しているテトラポットの存在は事前にわからなかったのか。	事前に河川協議で確認するが、河川管理者から入手した図面にはこれらの表記がなかった。頭首工は昭和30年から40年頃に造られており、頭首工の工事図面にも情報がなかった。
資料というのは残ってないのか。	構造物については本来図面に表記されているが、入手した図面に情報はなかった。

埋まっていたのか。	消波ブロック等の障害物は、河床に埋まっていて、全部で 116 個を撤去した。
変更増はすべてテトラポットの撤去費用か。	撤去費用もあるが、工程短縮を図るための費用も変更増となった。 支障物の撤去に時間がかかったので、工程遅延を回復するための費用が大きい。
<測量・建設コンサルタント等業務編>	
(平成 29 年度国営造成水利施設保全対策推進事業 隈戸川地区幹線用水路用地測量業務)	
落札率が 75 % で、応札者 8 者が参加しているが取り組みやすい業務なのか。	業務内容は用地測量というものなので、地元の業者が取り組みやすい作業である。
公図の確認作業が増加したのか。	水路が国の用地から外れているのかわからなかつたので、足りなかつた公図を後から取り寄せたということ。
公図を取り寄せるだけであれば、作業的に多くはないのではないか。	公図を取りよせて、図面に落とす作業が増えたということ。
(福島農業基盤復旧再生計画調査 南相馬市小高区吉名用水路他災害復旧等調査測量業務)	
変更後の契約金額が当初より増えているが、変更の業務内容をみると数量が減っているのではないか。	数字的には精査して変更減となった部分がある。調査方法を当初のやり方から変更した。状況を確認するため自然流下させるところをポンプでもって対応したことで変更増となった。

<物品・役務編>	
(作業服（作業上着9着ほか17点）の購入)	
(入札執行調書で)無効となっているがなぜか。	入札条件として、内訳書の提出を求めていたが提出がなかったことから、無効となった。
無効となった業者の入札額はどうなっていたのか。	落札業者より高い価格だった。
(平成29年度鉄筋探査機（電磁波レーダー方式）購入) 質疑等なし	
(その他)	
契約変更になる場合は、その背景資料等をきちんと整理することが望ましい。	承知しました。